

# JC 書類代行サービス規約

## 第1条 目的

本規約は、当社（以下、JC）が運営する JCPACK において会員がオークション会場において落札した車両及び、会員自らが購入した車両に関し、既に輸出が決まっている車両に対して、輸出手続き上必要な書類申請の手続き及びそれら輸出書類に関するサービス（以下、総称して「JC 書類代行サービス」という）を、JC が会員に代わって代行する運営を定める。

## 第2条 本件書類代行業務の範囲

JC は、以下の JC 書類代行サービスを会員に対して提供する。

- (1). 輸出抹消抹消代行（申請書類の作成、陸運局への申請代行を含む）
- (2). 自動車税還付申請代行
- (3). 落札車両のナンバー回収代行
- (4). オークション会場への名義変更完了報告代行
- (5). 損害保険会社への自賠償保険解約代行
- (6). リサイクル券還付金返還代行
- (7). 輸出抹消書類輸出予定日延長申請代行
- (8). 海外書類発送代行
- (9). 輸出抹消証明書等英文翻訳代行
- (10). その他上記に類する業務

## 第3条 善管注意義務

本件 JC 書類代行サービスは、この規約の定めるところによるものとし、この規約に定めのない事項に関しては、法令又は一般の慣習によるものとする。

## 第4条 料金

1. 本件 JC 書類代行サービスに対する基本料金は、別紙記載の通りとする。
2. 会員は、JC が予め明示した別途実費発生する収入印紙代、申請料、ナンバー郵送費用、外部宅配費用等（以下、諸実費相当費用）を負担しなければならない。
3. 会員は、JC の指示に基づき、JC に対して有効期限内の印鑑証明書、委任状、自賠償委任状等を予め手交し、JC は善良な管理者の注意をもって保管する。
4. 本件書類代行サービスに対する基本料金は、本サービスの内容、機能改訂、経済情勢の変動その他事由が生じた場合、JC はその内容を説明の上料金の額を変更できるものとする。

## 第5条 料金の請求及び支払い

1. 会員は、本件 JC 書類代行サービスの対価として、前条に定める料金を、JC が指定する方法により支払うものとする。
2. 会員が料金及び諸実費相当費用の支払いを遅延した場合、会員は、JC に対し日歩5 銭の割合により遅延損害金を支払うものとする。

## 第6条 サービス引受拒絶

JC は、次の各号に該当する場合には、本件業務の引受けを拒絶することがある。

- (1). 会員から JC が依頼する必要な書類の提供がない場合、又はその提供に時間が掛かる場合
- (2). 自賠責保険解約代行に関し、自賠責保険の期限が、JC による輸出抹消完了時点で 40 日間以上残されていない場合
- (3). その他各種書類に期限があり、JC が本件業務代行する上で十分な期限が残されていない場合
- (4). 天災その他やむを得ない事由があるとき

## 第7条 免責事項

1. JC が、本件 JC 書類代行サービスに関し会員に対して負う責任は、JC の故意又は重過失によらない場合には免責されるものとします。
2. JC は、何らかの理由によって責任を負う場合にも、通常生じうる損害の範囲内、且つ、有料サービスにおいては、代金額の範囲内においてのみ賠償の責任を負うものとする。
3. JC は、本件書類代行サービスに関して、会員と第三者との間において生じた損害、紛争等について一切責任を負わないものとする。

## 第8条 留置権の行使

JC は、本件 JC 書類代行サービスのみならず、JC が別途サービス提供をしている JCPACK、JC 輸送サービス、JC 輸出代行サービス、車両整備・検査サービス及びそれらに関連サービスにおいて、会員が各サービス料金の支払いを所定の期日までに支払わなかったときは、その支払いを受けなければ、譲渡書類を引渡ししないものとする。

## 第9条 通知又は連絡

1. 会員と JC との間の通知又は連絡は、JCPACK システム上での掲示又はメール、FAX 等、JC が適当と判断する方法によって行うものとする。
2. 前項に規定する方法により行った通知又は連絡は、JCPACK システム上での掲載又は、メール、FAX の送信がなされた時点から効力を生じるものとする。会員側の設定により掲載の閲覧又はメール、FAX の受信をすることができなかつたとしても、JC は一

切の責任を負わない。

#### **第10条 サービス内容の変更等**

JCは、利用者に事前の通知をすることなく、本件JC書類代行サービスの内容を変更し、又は提供を中止できるものとし、これによって利用者に生じた損害について一切の責任を負わない。

#### **第11条 協議**

この規約に定めのない事項並びにこの規約の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度会員及びJCは誠意をもって協議して解決する。

(別紙)

輸出抹消代行[車検付き] (含、AA 会場宛 FAX 報告)	1,500 円	[車検付き]ヤード、陸送会場からのナンバー 発送代 (920 円)、印紙実費 (850 円) *
輸出抹消代行[車検なし] (含、AA 会場宛 FAX 報告)	1,250 円	[車検なし] 印紙実費 (350 円) *
自賠責保険還付委託代行	700 円	自賠責保険の残存期間が抹消時点で 40 日未 満の場合は、原則お取り扱いしません。
自動車税還付金委任状発送代行	500 円	還付金委任状がない場合は不要です
輸出抹消英文翻訳代行	450 円	
海外書類発送サービス	2,500 円	発送先・重量により料金変動します
輸出抹消延長代行	800 円	輸出抹消上の輸出予定日(6か月最大)の延長 別途、印紙実費 (350 円/700 円)